

令和7年第2回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 4 月 2 1 日 (月曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号～議案第 3 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1番	西	森	一	博	6番	山	崎	文	直
2番	都	志	今	朝一	7番	百	瀬	輝	和
3番	原		源	次	8番	太	田	篤	己
4番	三	澤	澄	子	9番	唐	澤	由	江
5番	加	藤	泰	久	10番	笹	沼	美	保

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村	長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子
副	村	長	田	中	俊	彦	福	祉	課	長
教	育	長	清	水	閣	成	こ	ど	も	課
総	務	課	長	清	水	勝	宏	産	業	課
危	機	管	理	課	長	宮	下	裕	司	観
地	域	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋
会	計	管	理	者	城	取	晴	美	教	育
財	務	課	長	市	川	美	保	代	表	監
住	民	環	境	課	長	唐	澤	大	加	藤

○職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	高	木	謙	治	
議	会	事	務	局	次	長	日	戸	崇	志

会議のてんまつ

令和7年4月21日

午前10時00分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（原 源次） 御苦労さまです。

ただいまから、令和7年第2回南箕輪村議会臨時会を開会します。

ただいま、出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、西森一博議員、2番、都志今朝一議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

4月18日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました令和7年第2回南箕輪村議会臨時会の会期日程等について、4月18日に議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告をいたします。

本臨時会に付議された事件は、議案3件です。会期は本日4月21日限りといたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 源次） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 源次） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日4月21日限りに決定しました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 皆さんこんにちは。令和7年第2回議会臨時会を招集申し上げましたところ、全議員御出席の下、開催できますことに、まずお礼を申し上げます。

このたび、無投票とはいえ、南箕輪村村長に信任をいただきましたこと、大変うれしく思うとともに、心身ともに引き締まる思いでございます。所信表明につきましては、6月の定例会の場をお借りしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本日の臨時会ではありますが、地方税法等改正に伴う専決処分に関わる御審議、また、南部小学校LED化工事に伴う工事請負契約への御審議についてをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

全議案、原案どおりお認めいただくことをお願い申し上げまして、冒頭に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（原 源次） 日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第1号の細部説明を申し上げます。

今回の改正は、主に軽自動車税と固定資産税の改正です。軽自動車税は、二輪車の車両区分の見直しにより、総排気量125cc以下で、最高出力を4キロワット、50cc相当以下に制御したバイクを新基準原付バイクとし、軽自動車税種別割の税額を2,000円とするものです。

また、マイナ免許証の運用開始に伴い、身体障がい者等に対する自動車税の減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行います。

固定資産税は、大規模改修を行ったマンションに係る税額の減額措置について、申告手続の見直しを行い、2年の延長を行うものです。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、議案書5ページを御覧ください。アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

初めに、第36条の2、村民税の申告の第9項と、次の第63条の2は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正で、項ずれを反映させるための改正でございます。

6ページにお進みいただき、第82条種別割の税率は、法律改正に合わせ、軽自動車税の種別割の税額区分の見直しに伴う改正で、ウとして、二輪のもので0.125リットル以下かつ最高出力が4キロワット以下のもの、税額2,000円とする区分を新設しました。アからオまでこれに係る文言の整備と号ずれの改正をするものです。

第89条、種別割の減免第2項、7ページにお進みいただき、第2号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、項ずれを改正するものです。第5号は、法律改正に合わせて新基準原付バイクの減免申請書の記載事項に係る規定の整備による改正です。

第90条第2項は、8ページにお進みいただき、道路交通法の改正に伴い、マイナ免許証の

運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備するものです。第2項の次に新たな第3項を追加し、マイナ免許証を提示された際に確認のために必要な措置を受けることについて規定するものです。この項の追加により、第3項と第4項の項ずれを改正するものです。

第139条の3及び第149条についても、9ページになりますが、どちらも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれを反映させる改正です。

続いて、附則になりますが、10ページにお進みいただき、第10条の2第17項から第19項は、法律改正に合わせて項ずれを反映するための改正です。

第10条の3については、法律改正に合わせて特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定を第13項として追加し、第13項及び第14項の項ずれを改正するものです。

4ページにお戻りいただきまして、附則第1条、施行期日をお願いいたします。

この条例は、令和7年4月1日から施行します。第2条で経過措置を定めております。

以上で、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） 質疑なしと認めます。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（原 源次） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第2号の細部説明を申し上げます。

今回の改正は2点ございまして、1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引上げで、基礎課税額を1万円引上げ66万円に、後期高齢者支援金分につきましては、2万円引上げ26万円とし、全体の課税限度額は、これまでの106万円から109万円とするものです。高所得層の

負担を上げることにより、中間所得層の負担軽減を図ります。

また、2点目は、低所得世帯に対する軽減判定所得の見直しで、5割軽減は被保険者一人1万円、2割軽減は1万5,000円を引上げ、対象世帯を拡大します。

新旧対照表により説明をいたしますので、議案書4ページを御覧ください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

初めに、第2条課税額の第2項で、基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、第3項で、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に改めます。

第21条国民健康保険税の減額でも、基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に改めます。

5ページにお進みいただき、第2号で5割軽減の対象となる世帯軽減判定の所得において、被保険者の数に乗すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に、第3号で2割軽減の解消世帯の軽減判定所得の算定に被保険者の数に乗すべき金額を54万5,000円から56万円に改めます。

3ページにお戻りいただきまして、附則1で、この条例の施行期日を令和7年4月1日とし、2は、適用区分として令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることを定めるものです。

以上で、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 源次） これから、議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、三澤議員。

4番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

この改正によりどのような影響が出るか、増減についてお知らせいただきたいと思います。

議長（原 源次） 市川財務課長。

財務課長（市川 美保） ただいまの三澤議員の御質問にお答えいたします。

課税限度額、上がる分ですけれども、一応、10世帯から15世帯程度を見込んでおりまして、30万円から40万円の増を見込んでおります。

また、低所得に係る減額措置のほうです。こちらの影響世帯が5世帯から10世帯、影響額が15万円から20万円の減を見込んでいます。

以上です。

議長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案第3号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

高木事務局長。

事務局長（高木 謙治） 朗読

議長（原 源次） 本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「工事請負契約の締結について」、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年度繰越南部小学校照明LED化工事の入札を去る3月27日に実施したところ、契約予定価格が南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める額に該当いたしますので、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（原 源次） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

議案書の3ページ、説明資料により説明をさせていただきますので、御覧ください。

令和6年度繰越南部小学校照明LED化工事の入札結果についてでございます。

1の入札の時期につきましては、令和7年3月27日午後1時半からでございます。

2の工事内容でございますが、南部小学校全施設内の既存照明器具撤去、LED照明器具の設置工事一式です。

3の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札。

4の入札の結果でございますが、応札者数3者、落札金額は5,390万円、落札業者は上伊那郡南箕輪村5906番地2、有限会社唐木電設 代表取締役 唐木敏彰でございます。

5の工期につきましては、議会議決の日から令和7年12月26日まででございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 源次） これから、議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、三澤議員。

4 番（三澤 澄子） 4番、三澤です。

この入札会の応札者の3者ですけれども、ほかの2者を教えていただきたいということと、落札率をお願いいたします。

それから、工事につきましては、授業をしている部分もありますので、どのような段取りで工事していくのかをちょっと教えていただきたいと思っております。

議 長（原 源次） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 勇） 三澤議員の御質問にお答えいたします。

まず、応札者ですけれども、唐木電設のほかに株式会社A・M・C、それと、有限会社唐沢電気の2者でございます。落札率につきましては、99.39%になります。

それともう一つ、工事の進め方でございますけれども、授業に支障のないように進めていきたいと思っております。休日を利用したり、夏休みを利用したりということで、授業には支障のないように進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長（原 源次） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 源次） これで質疑を終わります。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（原 源次） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 源次） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり決定されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 全議案、原案どおりお認めをいただきましてありがとうございます。慎重に審議を進めていただいたことにお礼を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 源次） これをもちまして、令和7年第2回南箕輪村議会臨時会を閉会します。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

議長（原 源次） 御苦労さまでした。

閉会 午前10時25分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員